

桑名市地域生活支援拠点等事業における報酬の算定について

(1) 相談

<地域生活支援拠点等相談強化加算> 700単位/回

地域生活支援拠点等として位置付けた指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態及びその他の緊急に支援が必要な事態が生じたもの又はその家族等からの養成に基づき、速やかに指定短期入所事業所に対して、支援を必要とする障害者等に関する情報提供及び当該短期入所の利用の調整を行った場合に、利用者1人につき1月に4回を限度として加算。

(当該相談支援事業所が計画作成を行った利用者の場合に限る)

(2) 緊急時の受け入れ・対応

<地域生活支援拠点等加算> 100単位/日

地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に、サービス利用の開始日に加算(緊急時受入に限らない)

<緊急時対応加算> 100単位/回+50単位/日

地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援事業が、緊急時の対応を行った場合に加算。

※以下の加算については、地域生活支援拠点の位置付けは必要ありません。

<緊急短期入所受入加算Ⅰ> 180単位/日(福祉型)

<緊急短期入所受入加算Ⅱ> 270単位/日(医療型)

介護者の急病等の理由により指定短期入所を緊急に行った場合に、開始日から7日(家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあつては14日)を限度として当該緊急利用者のみに対して加算。※短期入所事業所が対象。

<定員超過特例加算> 50単位/日

「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切ったうえで特例的に加算(当該期間は定員超過減算は適用しない)

※短期入所事業所が対象。

(3) 体験の機会・場

<体験利用支援加算>

・初日から5日目まで 500単位/日+50単位/日

・6日目から15日目まで 250単位/日+50単位/日

地域移行支援の支給決定を受けている障害者支援施設(入所施設等)の利用者が、当該障害者支援施設における日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)の体験利用を行った場合に、当該障害者支援施設及び地域移行支援事業所が加算の対象となる。

※地域移行支援事業所及び障害者支援施設が対象となることから、桑名市では対象が無いと思われます)

(4) 専門的人材の確保・養成

<重度障害者支援加算（体制加算）> 7単位/日

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしておき、かつ支援計画シート等を作成している場合に加算。ただし、強度行動障害を有する者が利用しない場合は加算不可。

<重度障害者支援加算（個人加算）> 180単位/日

実践研修修了者が作成した支援計画シートに基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算（当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算可能）

※上記の対応を行っている生活介護事業所が対象（地域生活支援拠点の位置付けは必要なし）

(5) 地域の体制づくり

<地域体制強化共同支援加算> 2,000単位/回

地域生活支援拠点等として位置付けた指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、他の福祉サービス事業所と支援困難事例等について課題検討及び情報共有等を行い、地域課題を整理したうえで自立支援協議会に対し報告を行った場合に、当該指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所における当該計画相談支援障害者1人につき、1月に1回を限度に加算。